記者発表資料

国土交通省　岩手河川国道事務所

平成２３年　９月１５日

北上川堤防のり面に自動車タイヤ痕
～一関警察署に通報するとともに対応強化～

岩手河川国道事務所では、管理する平泉町長島字出谷起地内の一関遊水地堤防のり面に自動車の走行によるタイヤ痕を発見しました。

損傷を受けた堤防には車両の進入を禁止するバリケードを設置しておりましたが、当該バリケードを撤去し、堤防に進入のうえ、のり面を損傷したことから悪質な行為であると判断し、９月１４日に一関警察署に通報しました。

平成２３年９月１３日、北上川一関遊水地内の河川巡視を行っていたところ、平泉町長島字出谷起地内の第２遊水地小堤のり面において、自動車の走行による堤防のり面のタイヤ痕を発見しました。

当該堤防は現在工事中であることから、堤防への坂路にはバリケードを設置し車両の進入禁止措置をしておりましたが、これまでも度々バリケードを移動して堤防内へ進入する車両の形跡が認められたことから対応強化を検討していたところです。

今回はバリケードを撤去し、堤防内に車両で進入したうえ、のり面を走行して堤防を損傷したことから９月１４日に一関警察署に通報しました。

現在は、バリケードを再設置し改めて進入禁止措置をとったほか、固定式の立入防止柵の設置・注意看板を設置する等対応強化を急いでおります。

堤防を損壊することは治水上、安全性を大きく損ない、重大な事態を招く原因となり、河川を損傷させる行為は、河川法により禁止されております。

今後も引き続き河川巡視を強化するとともに、警察等関係機関との連携を図りながら再発防止に努めます。

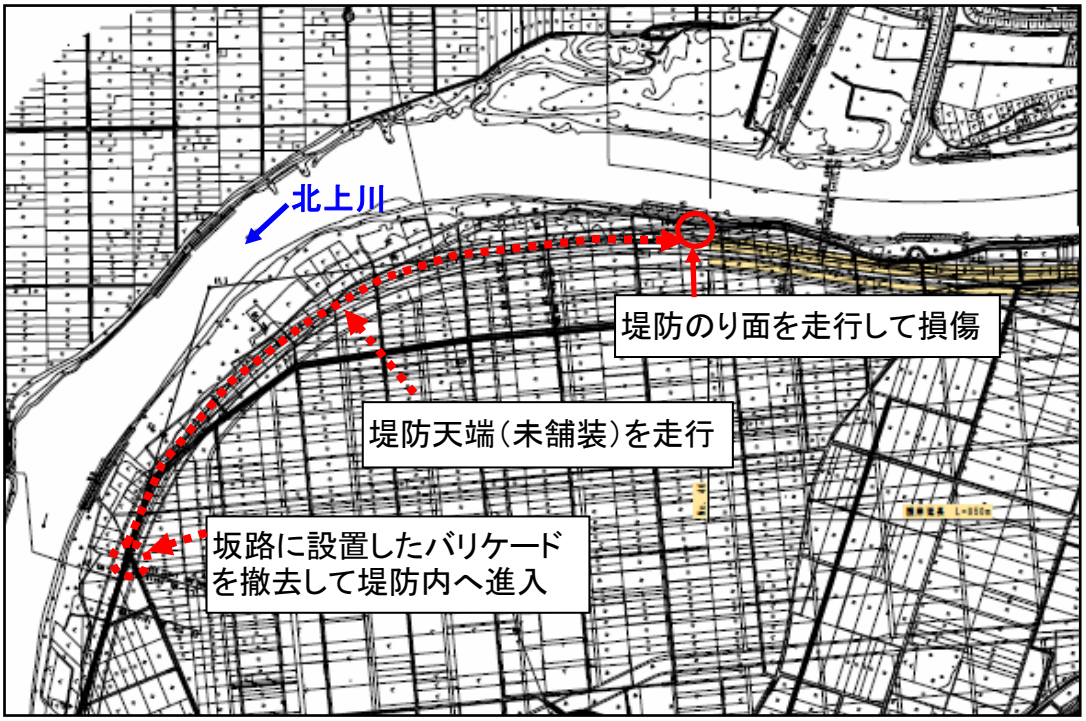
※発表記者会：岩手県政記者クラブ、一関市政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
国土交通省東北地方整備局　岩手河川国道事務所
一関出張所長　木村　伸一
（電話：0191-23-2435　住所：一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81）

被害位置 （平泉町長島字出谷起地内）



詳細箇所



堤 防 損 傷 状 況







堤防天端からのり面への車両走行跡



芝が深くえぐられ堤防本体も損傷